

山梨県公報

第千八百二十二号

平成二十年

一月十七日

木曜日

目次

告示

保安林の指定施設要件の変更予定(二件).....	三
保安林の指定の解除の予定.....	四
県営土地改良事業計画の変更.....	四
県営土地改良事業計画の決定.....	四
道路の区域変更(二件).....	五
道路の供用開始.....	五
都市計画の変更.....	五
建築基準法に基づく道路位置指定.....	六
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	六
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	六
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	七
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止.....	七
大規模小売店舗の新設に関する届出.....	二
公共測量の実施.....	三
教育委員会.....	三
山梨県立学校管理規則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則.....	三
山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則.....	三
その他.....	三
落札者等の決定について.....	四
正誤.....	四
平成十九年十二月二十六日付け号外第八十三号中.....	四

告示

山梨県告示第十三号

山梨県公報 第千八百二十二号 平成二十年一月十七日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横内正明

(一) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一（一） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）
- （二） 保安林として指定された目的
水源のかん養
- （三） 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1） 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 二（一） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町（次の図に示す部分に限る。）
- （二） 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- （三） 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1） 次の森林については、主伐は、択伐による。
南部町（次の図に示す部分に限る。）
 - （2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - （3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南アルプス市曲輪田字狐森一一二〇の三から一一二〇の七まで、一一二一の四、一一二一の六から一一二一の十七まで、一一二六の四、一一三〇の三、一一三〇の七から一一三〇の十四まで、一一三三の三から一一三三の十二まで
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（明野地区県営畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十年一月十八日から同年二月十五日まで
- 三 縦覧場所
北杜市役所

四 異議申立期間
平成二十年二月十六日から同年三月一日まで

山梨県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（柵原地区県営ため池等整備事業）の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 縦覧書類
県営土地改良事業計画の写し
- 二 縦覧期間
平成二十年一月十八日から同年二月十五日まで
- 三 縦覧場所
上野原市役所
- 四 異議申立期間
平成二十年二月十六日から同年三月一日まで

山梨県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年二月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一	一・三丁	一一・三丁	八六・〇

地先から
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一
地先まで

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
二五・八	一一・五丁 五六・三	八六・〇	

山梨県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年二月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
西八代郡市川三郷町黒沢字宮ノ尾一五四九番の五地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字宮ノ尾一五〇四番の四地先まで	新	六・八丁 七・四	四九・九
	旧	八・一丁 八・三	四九・九

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年二月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

一般国道	一三九号	大月市七保町瀬戸一六四二番の 二二地先から 大月市七保町瀬戸一六四二番の 一三地先まで	七五・〇	平成二十年 一月十七日
------	------	--	------	----------------

山梨県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

一 都市計画の種類

甲府、韮崎、市川大門、増穂及び峡西都市計画下水道
（釜無川流域下水道）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 道路の位置

南アルプス市藤田字白土井二二二八番四

二 道路の幅員

最大五・〇メートル 最小五・〇メートル

三 道路の延長

三四・八八メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 ほつたらかし畑「再耕の結」

2 代表者の氏名 藤本好彦

3 主たる事務所の所在地 南アルプス市秋山六百六十三番地三号

4 定款に記載された目的

この法人は、耕作放棄地の再生とそこで採れた農作物の有効利用を通じて、地域の農地・農業と地域の人びと、特に学校給食を食べる子どもやその親を結び、①地域に暮らす子どもや親が、暮らしの中で「食」や「農」を身近に感じられる場を提供する

②学校給食等への食材の供給により、子どもたちが「食」の大切さや地域の特性を知る機会を提供する

③農地の保全と地産地消に軸足を置いた農業振興に寄与することにより、十年後、三十年後、五十年後そして百年後をも視野に入れ、「農」を土台とした地域の風土と文化を次世代へつなぐことを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年十二月二十七日から平成二十年二月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 くらしとすまいの相談室
 - 2 代表者の氏名 山田一郎
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市宝二丁目二十一番二十号農業共済会館三階
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、経験不足、知識不足のため、不当な不利益を被っている住宅需要者及び賃貸住宅需要者に対して、専門家の立場から需要者保護を目的とした支援を行い、広く公益に貢献することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年十二月二十七日から平成二十年二月二十六日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
ウエルシア薬局塩山市民病院前店	甲州市塩山下 於曾一四七〇番地	一九四二二〇 一三七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十一月一日
ウエルシア薬局塩山市民病院前店	甲州市塩山下 於曾一四七〇番地	一九四二二〇 一三七	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年十一月一日
ケアパートナー甲府	甲府市徳行五丁目二番二一号	一九七〇二〇二 三三二	居宅介護支援	平成十九年十一月一日
セントケア加	山梨市上神内	一九七〇二〇〇	介護予防訪問介	平成十九年十一月一日

納岩	川一七七一番地一丁目一階	二八一	護	月一日
セントケア加納岩	山梨市上神内川一七七一番地一丁目一階	一九七〇二〇〇 二八一	訪問介護	平成十九年十一月一日
セントケア河	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二Sビル（船津）A号室	一九七二三〇〇 四九四	介護予防福祉用具貸与	平成十九年十一月一日
セントケア河	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二Sビル（船津）A号室	一九七二三〇〇 四九四	介護予防訪問介護	平成十九年十一月一日
セントケア河	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二Sビル（船津）A号室	一九七二三〇〇 四九四	特定介護予防福祉用具販売	平成十九年十一月一日
セントケア河	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二Sビル（船津）A号室	一九七二三〇〇 四九四	特定福祉用具販売	平成十九年十一月一日
セントケア河	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地二Sビル（船津）A号室	一九七二三〇〇 四九四	福祉用具貸与	平成十九年十一月一日

セントケア大月	セントケア甲府北	セントケア甲府北	セントケア甲府南	セントケア甲府南	セントケア甲府南	セントケア河口湖
大月市大月町花咲三九〇番地大月フラワ―ハイツ―C	甲府市池田一丁目三番二三号メゾン池田一〇三号	甲府市池田一丁目三番二三号メゾン池田一〇三号	甲府市大里町三三三番地一森下ビル一〇一号	甲府市大里町三三三番地一森下ビル一〇一号	甲府市大里町三三三番地一森下ビル一〇一号	南都留郡富士河口湖町船津二〇九一番地ニSビル(船津)A号室
一九七二四〇〇 四三五	一九七〇二〇二 四三八	一九七〇二〇二 四三八	一九七〇二〇二 四四六	一九七〇二〇二 四四六	一九七〇二〇二 四四六	一九七二三〇〇 四九四
介護予防訪問介護	訪問介護	介護予防訪問介護	訪問介護	居宅介護支援	介護予防訪問介護	訪問介護
平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日

セントケア大月	セントケア大月	セントケア富士吉田	セントケア富士吉田	セントケア富士吉田	セントケア富士吉田	セントケア富士吉田	セントケア富士吉田
大月市大月町花咲三九〇番地大月フラワ―ハイツ―C	大月市大月町花咲三九〇番地大月フラワ―ハイツ―C	富士吉田市松山五丁目一番一六号舟久保オフィスビル一階A号室	富士吉田市松山五丁目一番一六号舟久保オフィスビル一階A号室	富士吉田市松山五丁目一番一六号舟久保オフィスビル一階A号室	富士吉田市松山五丁目一番一六号舟久保オフィスビル一階A号室	富士吉田市松山五丁目一番一六号舟久保オフィスビル一階A号室	富士吉田市松山五丁目一番一六号舟久保オフィスビル一階A号室
一九七二四〇〇 四三五	一九七二四〇〇 四三五	一九七二二〇〇 三九七	一九七二二〇〇 三九七	一九七二二〇〇 三九七	一九七二二〇〇 三九七	一九七二二〇〇 三九七	一九七二二〇〇 三九七
居宅介護支援	訪問介護	居宅介護支援	介護予防訪問介護	介護予防訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日	平成十九年十一月一日

オフィスビル 一階A号室	ツクイ甲府大 手	ツクイ甲府大 手	ぼっかばか	ぼっかばか	もりの木こど もクリニック	もりの木こど もクリニック	もりの木こど もクリニック	もりの木こど もクリニック	もりの木こど もクリニック	もりの木こど もクリニック	もりの木こど もクリニック	もりの木こど もクリニック
	甲府市大手二 丁目四番四号	甲府市大手二 丁目四番四号	南巨摩郡増穂 町大柵二六七 番地一	南巨摩郡増穂 町大柵二六七 番地一	甲府市和戸町 六八〇番地	甲府市和戸町 六八〇番地	甲府市和戸町 六八〇番地	甲府市和戸町 六八〇番地	甲府市和戸町 六八〇番地	甲府市和戸町 六八〇番地	甲府市和戸町 六八〇番地	甲府市和戸町 六八〇番地
	一九七〇一〇二 四一〇	一九七〇一〇二 四一〇	一九七〇七〇〇 九五九	一九七〇七〇〇 九五九	一九一〇一〇五 三七六	一九一〇一〇五 三七六	一九一〇一〇五 三七六	一九一〇一〇五 三七六	一九一〇一〇五 三七六	一九一〇一〇五 三七六	一九一〇一〇五 三七六	一九一〇一〇五 三七六
	介護予防通所介 護	介護予防通所介 護	訪問介護	介護予防訪問介 護	介護予防訪問リ ハビリテーション (みなし)	介護予防訪問リ ハビリテーション (みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)
	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日

永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院	永島歯科医院
富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地	富士吉田市下 吉田六二七番 地
一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八	一九三二二〇〇 五七八
介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	介護予防訪問看 護(みなし)	居宅療養管理指 導(みなし)	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問看護(みな し)	居宅介護支援	居宅介護支援	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	介護予防訪問看 護	介護予防訪問看 護	介護予防訪問看 護
平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日	平成十九年十一 月一日

ニック	西南湖三二番地	三七一	護(みなし)	月一日
峡西中央クリニック	南アルプス市西南湖三二番地	一九三二六〇〇 三七一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十一月一日
峡西中央クリニック	南アルプス市西南湖三二番地	一九三二六〇〇 三七一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十一月一日
峡西中央クリニック	南アルプス市西南湖三二番地	一九三二六〇〇 三七一	訪問看護(みなし)	平成十九年十一月一日
甲州茶話本舗 デイサービス 赤石亭	南アルプス市飯野三四六二番地一	一九七二六〇〇 六〇四	通所介護	平成十九年十一月一日
石川歯科医院	甲斐市中下条一六一七番地	一九三二七〇〇 二九六	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十一月一日
石川歯科医院	甲斐市中下条一六一七番地	一九三二七〇〇 二九六	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十一月一日
石川歯科医院	甲斐市中下条一六一七番地	一九三二七〇〇 二九六	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年十一月一日
石川歯科医院	甲斐市中下条一六一七番地	一九三二七〇〇 二九六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十一月一日
石川歯科医院	甲斐市中下条一六一七番地	一九三二七〇〇 二九六	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十一月一日

石川歯科医院	甲斐市中下条一六一七番地	一九三二七〇〇 二九六	訪問看護(みなし)	平成十九年十一月一日
スマイル調剤薬局	甲府市国母七丁目五番三三三号	一九四〇一〇三 三二六	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十一月五日
スマイル調剤薬局	甲府市国母七丁目五番三三三号	一九四〇一〇三 三二六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十一月五日
森のケアマネさんりん舎	北杜市大泉町西井出八二四〇番地五三五四	一九七一九〇〇 二七七	介護予防通所介護	平成十九年十一月十三日
森のケアマネさんりん舎	北杜市大泉町西井出八二四〇番地五三五四	一九七一九〇〇 二七七	通所介護	平成十九年十一月十三日
富士エミーナクリニック	南都留郡富士河口湖町大石二八一三番地一〇	一九一三三〇〇 八一〇	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十一月十三日
富士エミーナクリニック	南都留郡富士河口湖町大石二八一三番地一〇	一九一三三〇〇 八一〇	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十一月十三日
富士エミーナクリニック	南都留郡富士河口湖町大石二八一三番地一〇	一九一三三〇〇 八一〇	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年十一月十三日
富士エミーナ	南都留郡富士	一九一三三〇〇	居宅療養管理指導	平成十九年十一月

クリニック	河口湖町大石 二八二三番地 一〇	八一〇	導(みなし)	月十三日
富士エミーナ クリニック	南都留郡富士 河口湖町大石 二八二三番地 一〇	一九一三〇〇 八一〇	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十九年十一 月十三日
富士エミーナ クリニック	南都留郡富士 河口湖町大石 二八二三番地 一〇	一九一三〇〇 八一〇	訪問看護(みな し)	平成十九年十一 月十三日
居宅介護支援 事業所ふあみ りー	甲府市湯村三 丁目一八番一 二二号	一九七〇〇二 四五三	居宅介護支援	平成十九年十一 月二十日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条、第八十二条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の届出があった。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業所 番号	サービスの種類	廃止年月日
居宅介護支援 事業所くわの み	北杜市白州町 鳥原八四六番 地	一九七一九〇〇 二三六	居宅介護支援	平成十九年十一 月一日
くるみ訪問看 護ステーション	甲斐市玉川五 五三番地二	一九六一七九〇 〇七六	訪問看護	平成十九年十一 月十四日

ン	堀田歯科医院	甲斐市竜王九 八〇番地一	一九三二七〇〇 〇九八	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十九年十一 月十七日
	堀田歯科医院	甲斐市竜王九 八〇番地一	一九三二七〇〇 〇九八	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年十一 月十七日
	財団法人山梨 整肢更正会中 村外科病院	甲府市丸の内 一丁目二番 三号	一九二〇二二 九七八	介護予防訪問リ ハビリテーショ ン(みなし)	平成十九年十一 月三十日
	財団法人山梨 整肢更正会中 村外科病院	甲府市丸の内 一丁目二番 三号	一九二〇二二 九七八	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十九年十一 月三十日
	財団法人山梨 整肢更正会中 村外科病院	甲府市丸の内 一丁目二番 三号	一九二〇二二 九七八	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年十一 月三十日
	財団法人山梨 整肢更正会中 村外科病院	甲府市丸の内 一丁目二番 三号	一九二〇二二 九七八	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十九年十一 月三十日
	緑の村岡山歯 科医院	南都留郡富士 河口湖町富士	一九三三三〇〇 五〇一	介護予防居宅療 養管理指導(み なし)	平成十九年十一 月三十日

緑の村岡山歯科医院	ケ嶺一〇九番地一八	一九三二三〇〇	なし	平成十九年十一月三十日
緑の村岡山歯科医院	南都留郡富士河口湖町富士ケ嶺一〇九番地一八	一九三二三〇〇	介護予防訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十一月三十日
緑の村岡山歯科医院	南都留郡富士河口湖町富士ケ嶺一〇九番地一八	一九三二三〇〇	介護予防訪問看護(みなし)	平成十九年十一月三十日
緑の村岡山歯科医院	南都留郡富士河口湖町富士ケ嶺一〇九番地一八	一九三二三〇〇	居宅療養管理指導(みなし)	平成十九年十一月三十日
緑の村岡山歯科医院	南都留郡富士河口湖町富士ケ嶺一〇九番地一八	一九三二三〇〇	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十九年十一月三十日
緑の村岡山歯科医院	南都留郡富士河口湖町富士ケ嶺一〇九番地一八	一九三二三〇〇	訪問看護(みなし)	平成十九年十一月三十日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年五月十七日まで縦覧に供する。
 平成二十年一月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社アムハウス 代表取締役 原田晃史
 - 2 住所 東京都渋谷区代々木三丁目五十七番七の六百八号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 ドン・キホーテ河口湖インター店
 - (二) 所在地 富士吉田市松山字熊穴千五百九十番
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - (一) 氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治
 - (二) 住所 東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五階
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年八月二十八日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千六十六平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百五十一台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 二十二台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 六十二平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 二十四立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
二十四時間

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	利 用 時 間 帯
建物南側駐車場	午前六時から午後十時まで
建物東側、建物北側及び建物西側駐車場	二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (1) 数 八力所
- (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成十九年十二月二十七日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十九年十二月二十六日付けで増穂町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年一月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（二級基準点 八点）
- 二 作業期間 平成十九年十二月二十七日から平成二十年三月二十一日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡増穂町東部地域

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立学校管理規則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年一月十七日

山梨県教育委員会

委員長 輿 石 順 一

山梨県立学校管理規則及び山梨県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
(山梨県立学校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を次のように改める。

(学校評価)

第一条の三 学校は、前条の教育目標を実現するために、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学校は、前項の評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 学校は、第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 学校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

第二条第三項中「山梨県教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「教育委員会」に改める。

(山梨県立特別支援学校学則の一部改正)

第二条 山梨県立特別支援学校学則（昭和五十三年山梨県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第七十三条の十」を「第二百二十九条」に改める。

第六条中「第七十三条の七、第七十三条の八及び第七十三条の十から第七十三条の十二まで」を「第百一十六条、第百二十七条及び第百二十九条から第百三十一条まで」に改める。

第七条中「第七十三条の九から第七十三条の十二まで」を「第二百二十八条から第百三十一条まで」に改める。

第二十六条第二項中「第十三条」を「第二十六条」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年一月十七日

山梨県教育委員会

委員長 興 石 順 一

規 則
山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和三十四年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中学校の部同学年の生徒で編制する学級の項の次に次のように加える。

右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	三十五人
-----------------------------------	------

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

そ の 他

● 落札者等の決定について
次のとおり契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十年一月十七日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

- 一 調達物品等の名称及び数量
- 二 乳房用X線診断装置の導入及び保守業務委託 一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 山梨県立中央病院管理局総務課 山梨県甲府市富士見二丁目一番一号
- 五 契約の相手方を決定した日
- 六 平成十九年十一月二十八日
- 七 契約の相手方の氏名及び住所
- 八 豊前医化株式会社 山梨県中央市乙黒一〇七番六号
- 九 契約金額
- 十 六千六百五十九万六千二百五十円
- 十一 契約の相手方を決定した手続き
- 十二 随意契約
- 十三 随意契約によることとした理由
- 十四 地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年十二月二十六日人事委員会規則第十九号（山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

一〇	上	六から	円	円
	下	五		

平成十九年十二月二十六日人事委員会規則第二十号（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

一一	上	一〇から終わり	円	円
	下	から二		

平成十九年十二月二十六日人事委員会規則第二十一号（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

する規則の一部を改正する規則)

一

二

下

二〇

から

三

円

五

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番